

固定資産税 償却資産申告のてびき



◇◆◇お問い合わせ・提出先◇◆◇

沖縄県 国頭村役場 住民課 固定資産税係

〒905-1495

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地

TEL : 0980-41-5877 (直通)

FAX : 0980-41-2914

URL : <http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/>

償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。主な例として次のような資産があります。

種 類	主 な 償 却 資 産
第1種 構築物	公告設備、独立煙突、受変電設備、門、塀、テニスコート、ゴルフ場のネット設備、芝生等、緑化施設、庭園、屋外給排水設備、舗装路面、その土地に定着する土木施設、家屋の賃借人の施した施設など
第2種 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、立体駐車場の機械装置など
第3種 船舶	ボート、漁船、貨物船、客船、遊覧船など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（車両番号が「0」又は「9」で始まるもの）、構内運搬車、荷車など
第6種 工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、金庫、ルームエアコン、応接セット、自動販売機など

2. 償却資産の対象とならないもの

- ・土地・家屋
- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、税務会計上資産として扱わず、一時に損金として計上したもの。
- ・取得価額が20万円未満のもので3年間の一括償却を行うもの。
- ・自動車税・軽自動車税の対象となるもの。
- ・無形減価償却資産（特許権・商標権・営業権・著作権・ソフトウェア等）
- ・書画・骨とう（ただし、複製のようなもので、単に装飾的な目的に使用されるものは申告の対象になります。）

3. 償却資産の評価・税額の求め方

①評価のしかた

償却資産の評価は、取得時期・取得価額を基に取得後の経過年数（耐用年数）に応じて毎年1月1日（賦課期日）現在の評価額を算出します。評価額の算出方法は以下のとおりです。

- ・前年中に取得された償却資産（初年度）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{A}$$

- ・前年前に取得された償却資産（取得から2年目以降）

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times \text{B}$$

※A及びBは耐用年数に対応する減価残存率です。（別紙参照）

ただし、上記により求めた額が取得価額×5%よりも小さい場合は、取得価額×5%により求めた額を価格とします。

②税額の求め方

$$\text{税額} = \text{課税標準額（価格）} \times \text{税率}$$

課税標準額→賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計が
課税標準額となります。
税率→1.4%

③免税点について

課税標準額となるべき額が、150万円未満の場合は課税されません。なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定いたしますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B
2	0.684	0.658	0.316	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	44	0.051	0.974	0.949
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	46	0.049	0.975	0.951
18	0.120	0.940	0.880	47	0.048	0.976	0.952
19	0.114	0.943	0.886	48	0.047	0.976	0.953
20	0.109	0.945	0.891	49	0.046	0.977	0.954
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955
22	0.099	0.950	0.901	51	0.044	0.978	0.956
23	0.095	0.952	0.905	52	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	53	0.043	0.978	0.957
25	0.088	0.956	0.912	54	0.042	0.979	0.958
26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
27	0.082	0.959	0.918	56	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	57	0.040	0.980	0.960
29	0.076	0.962	0.924	58	0.039	0.980	0.961
30	0.074	0.963	0.926	59	0.038	0.981	0.962
				60	0.038	0.981	0.962

4. 法人税・所得税との比較

項目	固定資産税の取扱い (償却資産)	国税の取扱い (法人税法、所得税法)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定	定額法・定率法の選択制
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却の制度	制度なし	制度あり(租税特別措置法)
増加償却の制度	制度あり	制度あり(法人税法、所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	忘備価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分評価

5. 建物付属設備にかかる償却資産と家屋区分

	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、貯電池設備		◎		◎
2	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
3	ビル等における受変電設備、発電設備、貯電池設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	ルームエアコン等(家屋と構造上一体であるものを除く)		◎		◎
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		◎		◎
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		◎		◎
8	電気設備(1・3・4に該当するものを除く)	○			◎
9	給排水設備、衛生設備、ガス設備(7に該当するものを除く)	○			◎
10	冷房、暖房、通風設備(5に該当するものを除く)、ボイラー設備(工場等の生産設備であるボイラー等を除く)	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火設備、排煙設備、災害報知設備	○			◎
13	エアカーテン又はドア自動開閉設備	○			◎
14	床、壁、天井等仕上げ	○			◎

6. 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の参考例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、看板(広告塔・案内板・ネオンサイン等)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、その他
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く。)、大型特殊自動車、発電機、その他
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付のものを含む。)、日よけ、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医療業	医療機器(レントゲン装置・手術機器・歯科診療ユニット・ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業 駐車場業 アパート経営業等	変受電設備、発電機設備、蓄電器設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、機械設備、駐車料金自動計算装置、駐車場舗装費、自転車置き場、ゴミ置き場、屋内の備付電化製品等、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
農業・水産業	豚舎・鶏舎・牛舎・堆肥舎(家屋評価対象となっているものは除く。)、ビニールハウス、田植機、管理機、噴霧機、コンバイン、トラクター(軽自動車税の対象となっているものを除く。)、井戸、搾乳機、かくはん機、柵、漁船、釣船、ボート、漁網、魚群探知機、いけす、GPS装置、その他

申告について

1. 申告の方法

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。前年中に増減がない場合は償却資産申告書のみの提出になります。この場合、「17. 備考」欄に『増減なし』と記載してください。

イ 企業電算方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について申告していただく方式です。こちらの場合は、事業者側で評価額等を計算し、全国的に統一された様式での申告になります。

※提出書類等は以下のとおりです。

申告方式	申告内容	申告対象となる資産		提出書類		
				償却資産 申告書	種類別明細書	
					増加資産 前資産用	減少 資産用
一般方式	今回初めて申告される方	賦課期日(1月1日)現在、国頭村内に所有しているすべての償却資産		○	○	×
	前年度申告された方	前年賦課期日以降	資産が増加した	○	○	×
			資産が減少した	○	×	○
		資産の増減がない	○	×	×	
企業電算方式	今回初めて申告される方・前年度申告された方	賦課期日(1月1日)現在、国頭村内に所有しているすべての償却資産		○	○	×

不足・修正申告等で申告書が必要な方は、国頭村のWEBサイト(<http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/>→各種様式→■住民課【税務係】)からダウンロードしていただくか、ダウンロードができない場合は、ご連絡ください。こちらから郵送いたします。

◆◇期限内申告にご協力お願いいたします。◇◆